

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	区営住宅管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、区営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

区営住宅管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	区営住宅管理事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <p>・区営住宅管理事務(家賃の決定、あっせん／家賃・敷金の徴収猶予、敷金の減免、入居の申込、事業主体の承認／明渡し請求・期限の延期、48条に定める事項)</p> <p>→収入報告に基づく使用料の決定(毎年度)・高額所得者への住宅のあっせん・入居時提出書類に基づく家賃の決定。／・災害被害、生活困窮等の事情に基づく使用料、保証金の徴収猶予、減免(要申請)・使用申込者に対する資格審査・模様替え等の工作申請、住宅以外の使用申請に対する承認・同居許可申請、使用承継申請に対する承認。／・高額所得者への明渡し請求・不正入居者、長期滞納者等に対する明渡し請求・その他中央区営住宅条例・同条例施行規則に基づく管理事務。</p>
③システムの名称	住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)区民住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番27
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 都市整備部住宅課住宅管理係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。保管の際には施錠できる場所での保管を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。保管の際には施錠できる場所での保管を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ-1	2015/9/4	2016/4/1	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ-2	2015/9/4	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I-4-②	番号法第19条第7号 【照会】 項番31 【提供】 無し	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	住宅課長 平野 照雄	住宅課長 川島 理恵子	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	住宅課長 川島 理恵子	住宅課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和2年4月10日	Ⅱ-1	2018/6/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月10日	Ⅱ-2	2018/6/1	2020/4/1	事後	
令和3年6月4日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	事前	
令和3年6月4日	Ⅱ-1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年7月4日	Ⅱ-1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月4日	Ⅱ-2	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年10月5日	Ⅱ-1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年10月5日	Ⅱ-2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番19 番号法別表主務省令 18条	番号法第9条第1項 別表 項番27	事前	
令和6年9月18日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。	事前	
令和6年9月18日	Ⅱ-1	2023/4/1	2024/4/10	事前	
令和6年9月18日	Ⅱ-2	2023/4/1	2024/4/10	事前	
令和8年3月11日	Ⅱ-1	2024/4/10	2025/4/1	事後	
令和8年3月11日	Ⅱ-2	2024/4/10	2025/4/1	事後	
令和8年3月11日	Ⅳ-8		申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。 保管の際には施錠できる場所での保管を徹底している。	事後	
令和8年3月11日	Ⅳ-11		申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。 保管の際には施錠できる場所での保管を徹底している。	事後	
令和8年3月11日	I-8	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 都市整備部住宅課住宅管理係	事後	